

大口町告示第59号

大口町修学資金返還利子助成要綱を次のように定める。

平成28年3月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町修学資金返還利子助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中学校卒業以上の者を対象とする教育機関（以下「教育機関」という。）の修学のために必要な修学資金の貸与を受け、当該教育機関を卒業若しくは修了した者又は当該教育機関に修学している者（以下「借入者」という。）に対し、当該返還すべき修学資金（以下「返還金」という。）の利子の支払に要する費用の一部を助成し、その経済的な負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校、専修学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部
- (2) 修学資金 独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体、民間団体、金融機関又は教育機関（以下「貸付団体」という。）が経済的な理由により教育機関における修学が困難な者に対し、その修学に要する費用等として貸与する資金のうち、返還に際し利子の支払を要するもの

(助成の対象者)

第3条 助成の対象となる借入者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大口町に住所を有している者
- (2) 町税を滞納していない者
- (3) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団に属していない者又は同条第2号に規定する暴力団員でない者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、毎年1月から12月（以下「算定期間」という。）の間に支払った返還金の利子のうち年額1万円を限度とする。ただし、当該算定期間における利子の支払額が1万円に満たない場合は、その額とする。

(助成金の支給対象期間)

第5条 助成金の支給対象期間は、最初に助成金の支給決定を受けた年度から起算して5年とする。ただし、当該支給対象期間の満了前に返還金の返済を終了したときは、その期間を限度とする。

2 前項本文の場合において、最初に助成金の支給決定を受けた年度から起算して5年の間に当該返還金の返還期限の猶予を受けることになった場合にあつては、当該返還期限の猶予を受けた期間については、当該助成金の支給対象期間に含まないものとし、その支給対象期間を延長することができるものとする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の支給を受けようとする借入者（以下「申請者」という。）は、算定期間の翌年1月中に修学資金返還利子助成金支給申請書兼請求書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 貸付決定書の写し等修学資金の全体の返還計画を確認することができる書類

(2) 返還金利子の利率及び支払期間における毎月の返還金利子の金額を確認することができる書類

(3) 支払期間に返還した返還金の額を確認することができる書類

(4) 算定期間の1月2日以降に大口町に転入した者は、算定期間の1月1日現在の住所所在地における納税証明書

(5) 口座振替支払申請書

2 最初に助成金の支給を受けた年度の翌年度以降に助成金の支給の申請をする場合において、当該最初に支給を受けた助成金の申請の際に提出した前項第1号又は同項第2号に掲げる書類の内容に変更がないときは、同項の規定にかかわらず、当該書類の添付を省略することができる。

(支給の決定及び支払)

第7条 町長は、前条に規定する申請があつたときはその内容を審査し、適当と認めるときは、修学資金返還利子助成金決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 助成金は、毎年3月末までに支払うものとする。

(支給対象期間の延長)

第8条 第5条第2項の規定において、助成金の支給対象期間の延長を希望する者は、修学資金返還利子助成金支給対象期間延長承認申請書(様式第3)に当該返還金の返還期限の猶予を受けたこと証明する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、修学資金返還利子助成金支給対象期間延長承認書(様式第4)により通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 町長は、助成金の支給にあたり、偽りその他不正の行為が明らかになったときは、既に支給した助成金があるときは、その全部又は一部について返還を命ずるものとする。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則(平成28年3月29日 大口町告示第59号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年1月に返還した返還金利子から適用する。

様式第1 (第6条関係)

(表 面)

[年度] 修学資金返還利子助成金支給申請書兼請求書
【 第 回申請分 】

年 月 日

大口町長 様

申請者 (借入者) 〒

住 所

(ふりがな)

氏 名

Ⓜ

電話番号

このことについて、下記のとおり修学資金返還利子助成金の支給を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

借入先名称	
借入総額	円
借入年月日	年 月
年利	%
年間支払利子金額	円
返還年数・期間	【 年間】 年 月 ~ 年 月
借入条件	元利均等 (月賦・半年賦・年賦) 償還 その他 ()
助成金申請額 (上限1万円。1万未 満の場合はその金額)	金 円
振込先金融機関名	支店
預金の種別	普通 (総合) ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人 (借入者)	
添付書類	(1) 貸付決定書の写し等修学資金の全体の返還計画を確認することができる書類 (2) 返還金利子の利率及び支払期間における返還金利子の金額を確認することができる書類 (3) 支払期間に返還した返還金の額を確認することができる書類 (4) 口座振替支払申請書 (5) 算定期間の1月2日以降に大口町に転入した人は、算定期間の1月1日現在の住所地の納税証明書

(裏面に続きます)

（ 裏 面 ）

同 意 書

私は、大口町長がこの申請に基づく助成金の支給に関する事務を処理するため、次に掲げる事項について同意します。

- 1 私が納付すべき町税の納付状況について確認されること。
- 2 私が大口町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団に属していないこと又は同条第2号に規定する暴力団員でないことを確認するため、この申請に関する個人情報を江南警察署に照会すること。

大口町長 様

氏 名

Ⓜ

修学資金返還利子助成金決定通知書

第 年 月 日 号

様

大口町長



申請のありました
しましたので通知します。

年度修学資金返還利子助成金については、下記のとおり決定

記

支給番号 (—)

支給回数	回目	第1回	年度	第2回	年度	第3回	年度	第4回	年度	第5回	年度

決定の内容

支給決定金額	交付決定・却下の別	却下理由

※助成金の支給対象期間は、原則、最初に助成金の支給決定を受けた年度から継続した5年間です。

修学資金返還利子助成金支給対象期間延長承認申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 氏
 住 所
 (ふりがな)
 氏 名
 電話番号

印

このことについて、下記理由により修学資金の返還期限の猶予を受けましたので、修学資金返還利子助成金の支給対象期間の延長について承認をお願いいたします。

記

支 給 番 号	—				
初回の支給決定年月日	年 月 日				
助成を受けた 回数・年度	回	1回目	2回目	3回目	4回目
返還期限の猶予期間	【 年間】 年 月 日～ 年 月 日				
猶予の理由					
添付書類	○修学資金の返還期限の猶予決定を証する書面 (写し)				

様式第4 (第8条関係)

修学資金返還利子助成金支給対象期間延長承認書

年 月 日

様

大口町長



年 月 日付けで申請のありました修学資金返還利子助成金の支給対象期

間の延長については、下記のとおり承認します。

記

支 給 番 号	—				
初回の支給決定年月日	年 月 日				
助成を受けた 回数・年度	回	1回目	2回目	3回目	4回目
返還期限の猶予期間	【 年間】 年 月 日～ 年 月 日				
猶予の理由					